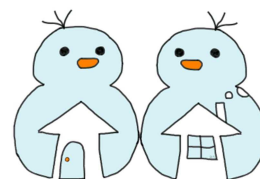


令和3年度 旭川市住宅雪対策補助金の御案内

冬期における住環境の快適性や安全性の向上を
考えて住宅の雪対策工事を行う場合に、その費用の
一部を補助します。



対象住宅 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む） ◆ 工事を行う住宅に申請者（工事の契約者）の住民登録があること、又は申請者が所有している住宅であること ◆ 申請者が旭川市税を完納していること
<p>※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」や「やさしさ住宅補助金」を利用する場合は対象になりません。</p> <p>※ 融雪施設設置工事の場合は、新築中又はこれから新築する住宅も対象です。</p> <p>※ 空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。その他詳細は Q&A を御確認ください。</p>	

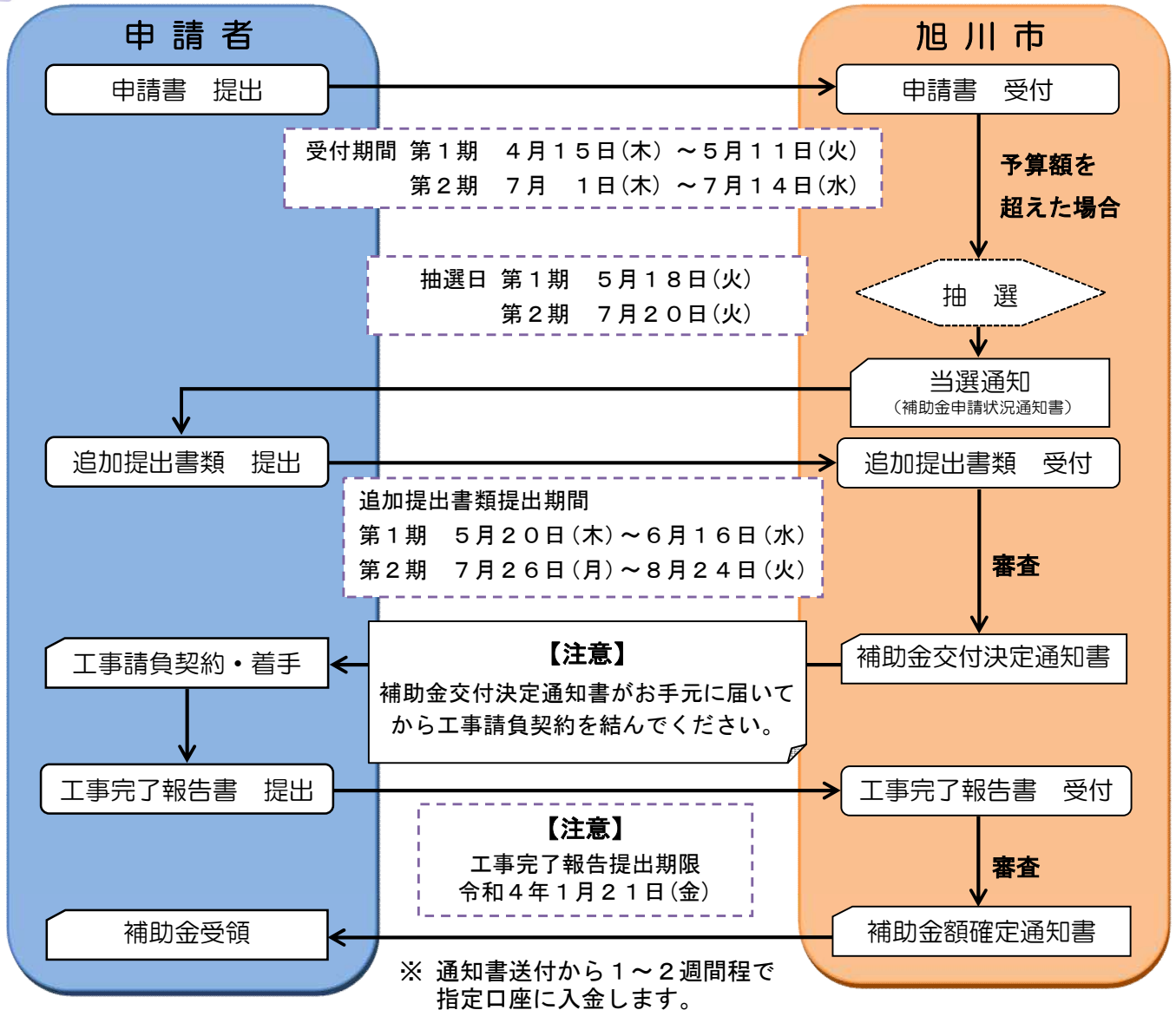
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ① 融雪施設設置工事（融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設） ② 雪対策のための住宅改修工事（無落雪屋根への改修や雪庇防止装置の新設など） <p>※ 対象工事費が税込30万円（法人は税抜）以上の工事から申込みできます。</p> <p>※ ② 雪対策のための住宅改修工事は、<u>既存の一戸建住宅のみが対象です。</u></p> <p><u>詳細については「対象工事基準」を御確認ください。</u></p>
<p>※ 本制度は、<u>市内に営業所等がある施工業者</u>と工事請負契約することが条件になります。</p> <p>※ 既に<u>工事請負契約が済んでいる場合</u>や、<u>工事に着手・完了している場合</u>は対象外になります。</p>	

補助金額	10万円
------	------

受付期間 及び 募集予算額	<p>第1期：令和3年4月15日（木）～5月11日（火） 抽選：5月18日（火）</p> <p>第2期：令和3年7月 1日（木）～7月14日（水） 抽選：7月20日（火）</p> <p>募集予算額 第1期 2,500万円 第2期 1,500万円</p> <p>※ 郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。</p> <p>※ 受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※ 第1期の受付期間内で予算額を超えなかった場合は、残った予算を第2期の予算に上乗せします。</p> <p>※ 第2期について、受付期間内で予算額を超えなかった場合は、<u>11月15日（月）</u>まで先着順に受付します。</p>
---------------------	--

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手順の流れ




⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。

 **手続に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
① 補助金交付申請書	所定の用紙（様式第4号）
② 工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書
③ アンケート	旭川市住宅雪対策補助金 申請者アンケート用紙
当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
① 現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの） ※融雪施設設置工事の場合は、敷地内に既存の融雪施設がないことを確認できるように敷地全体を写してください。また、設置する予定の場所に障害物がない状態で撮影してください。
② 工事の図面	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※融雪水の排水経路等が分かるようにしてください。
※店舗等を併設している住宅の場合	店舗・事務所等と住居部分の面積がわかる各階平面図
③ 製品規格・仕様等の資料	融雪施設などの規格・仕様が分かるカタログなど
④ 申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） ※市外在住の方であっても、旭川市に固定資産税等の納付があれば取得可能です。詳しくは窓口又は各支所にお問い合わせください。
・付近見取図 ※新築住宅の場合	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
・住宅の所有を確認できる書類 ※申請者が居住していない場合	・登記事項証明書（最新の内容で原則3か月以内のもの）など ・新築中又はこれから新築する住宅の発注者が申請する場合はその工事請負契約書の写しなど
完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和4年1月21日（金）	
① 工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
② 完了写真	工事を行った全ての範囲が分かる写真 ※電熱線や配管設置工事など、工事完了後に確認できなくなる部分は、施工中の写真も必ず撮影してください。
③ 工事請負契約書等の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④ 支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤ 補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
⑥ 道路占用許可書の写し ※必要な場合	※道路側溝などに排水管を接続するときは、その工事の前に許可を受ける必要があります。また、宅地内の既設排水管に接続する場合でも許可が必要になる場合がありますので御注意ください。 詳しくは、土木部土木管理課道路占用係 ☎（0166）25-5375
⑦ 検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で、現地を確認させていただく場合があります。

※ 書類を郵送で提出する場合は、**期間内必着**でお送りください。

郵送の際、必ず封筒に**差出人の住所・氏名**を記載してください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度

申請窓口・お問合せ先 ※郵送又は持参にて御提出ください。

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎（0166）25-9708

対象工事基準

融雪施設設置工事	融雪施設の設置
	1 融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の新設 ----- 2 ロードヒーティングの新規敷設 ・ 使用の可否にかかわらず敷地内に同種の 既存施設がない住宅 への設置のみ対象 ・ 融雪水の排水が適正に処理される施設のみ対象 ・ 落下の危険がある投雪口に格子蓋を設置するなど使用者の安全に配慮した構造の施設のみ対象 ※ 融雪水の排水管を道路側溝等に接続する時、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、 <u>工事着手前に道路占用許可の手続を行うこと</u> （既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります。） ※ 熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音・排気等に十分配慮すること
	屋根雪対策
雪対策のための住宅改修工事（一戸建住宅のみ対象）	3 ルーフヒーターの新設 ----- 4 無落雪屋根（M形屋根，フラット屋根（屋根勾配 3/100 程度））への改修 ----- 5 滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ張替 ※ 既存の屋根が 勾配屋根 であること ※ 既存の状態で隣地に対する落雪がない住宅 であること ※ 軒先の雪・氷せり出しに対する防止策を講じるものであること ※ 雪の重さに十分耐えられる構造であること
	6 雪庇防止装置（雪庇切り金物等）の新設 ※ 原則として 無落雪屋根 への設置のみ対象
	雪よけ屋根の新設
	7 玄関アプローチの通行上必要な部分への雪よけ屋根の新設 ・ カーポート兼用のものは、 <u>本体幅が柱芯3.0m以上</u> のもので、 <u>歩行部分が有効幅1.2m以上</u> 確保できるものに限る ・ 玄関フードは、 <u>新たに屋根を設ける場合又は既存の屋根より延長できるもの</u> に限る
	共通
	8 その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事

対象にならない工事の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 融雪施設や屋根のルーフヒーターの改修 ・ 屋根の塗装塗替え・張替え，防水改修 ・ 落雪屋根の勾配の向きの変更や勾配のある屋根への改修 ・ 屋根に設置する雪止め金物 ・ 玄関アプローチを兼ねない駐車用カーポートの設置 ・ 防雪フェンス

- ※ 融雪施設設置工事は、新築中又はこれから新築する住宅も対象です。ただし、住宅の新築工事とは別契約で、かつ、融雪施設の工事請負契約前であることが条件になります。
- ※ 過去10年以内に本補助金や、住宅改修補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。
- ※ 店舗等を併設している住宅は、非住宅部分（店舗等）の床面積が建物全体の1/2以下の場合は補助対象となります。ただし、専ら非住宅部分のために使用されるものは対象外となります。
- ※ 単なる修理・部材交換は対象になりません。
- ※ 道路占用に関わる手数料、製品保証費などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

旭川市雪対策補助金 Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。同じ補助制度の利用は、同じ住宅及び同じ申請者において <u>1回限り</u> です。
Q3	申請する住宅に住んでいなくても申請できますか。
	居住者のいる住宅の所有者（法人含む） <u>であれば申請できます。</u>
A3	なお、融雪施設を設置する場合は、新築住宅の発注者も申請できます。ただし、住宅とは別契約で、かつ融雪施設の工事請負契約 <u>前</u> であることが条件になります。
Q4	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A4	同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「やさしさ住宅補助金」と併用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q5	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A5	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q6	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIY で工事を行う場合は対象になりますか。
A6	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。

対象となる住宅に関すること

Q7	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A7	非住宅部分（店舗等）の床面積の合計が建物全体の <u>1/2 以下</u> の場合は、補助対象となります。ただし、専ら非住宅部分のために使用されるものは対象外になりますので、御注意ください。
Q8	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A8	分譲マンションで工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q9	車庫や物置に行う工事は対象になりますか。
A9	住宅と分かれている車庫や物置等は対象になりません。
Q10	二世帯住宅は申請できますか。
A10	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、一方の世帯者が申請可能です。また、内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合は、共同住宅として扱い、融雪施設設置工事のみ、一方の世帯者が申請可能です。

申請時の提出書類に関すること

Q11	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A11	見積書には、補助金の対象と対象外の項目を分かりやすく明記してください。判断が難しい場合は、お問合せください。

Q12	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A12	施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。
Q13	郵送による申請はできますか。
A13	できます。必要書類を揃えて期間内 必着 でお送りください。
Q14	申請などの手続きは申請者本人がいかなければならないですか。
A14	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
Q15	第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。
A15	できません。申請する意思や工事内容を確認するため、申請書類は改めて提出してください。 なお、アンケートの提出は不要です。

対象となる工事に関すること

Q16	融雪施設の改修は対象になりますか。
A16	改修は対象になりません。また、使用の可否にかかわらず敷地内に同種の融雪施設がある場合は、新たに設置する場合であっても対象外となります。
Q17	既に融雪槽がある住宅にロードヒーティングを設置する場合は対象になりますか。
A17	融雪槽とロードヒーティングは、対象工事基準で工事種別が異なるため、対象となります。
Q18	屋根勾配の向きを変えるのは対象になりますか。
A18	勾配屋根から無落雪屋根への改修は対象となります。 単に屋根の勾配や向きを変える工事は、対象にはなりません。
Q19	カーポートは対象になりますか。
A19	玄関から道路まで歩行者のアプローチを兼ねたカーポートは対象となります。 横幅が柱芯で3m以上で、歩行部分が有効で1.2m以上確保できていることが条件となります。 ※なおカーポートの新設は、事前に 建築確認申請の手続 が必要になる場合がありますので、御注意ください。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問など相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

（受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く）

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHSや一部のIP電話などでつながらない場合は03-3556-5147を御利用ください。）

旭川市住宅雪対策補助金

申請の御案内

「旭川市住宅雪対策補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市住宅雪対策補助金の御案内」（パンフレット）をよくお読みになった上で、
次の必要書類を御用意ください。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《 申請時に提出する書類 》

チェック		
<input type="checkbox"/>	旭川市住宅雪対策補助金交付申請書[様式第4号]	(①一例) 参照
<input type="checkbox"/>	工事見積書（施工業者が作成した見積書） ※ <u>抽選日以降まで見積有効期限があるもの</u>	(②一例) 参照
<input type="checkbox"/>	申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 第1期で落選された方が、続けて第2期にも申請される場合

交付申請書と見積書は、新しく作成して提出してください。（再使用はできません。）

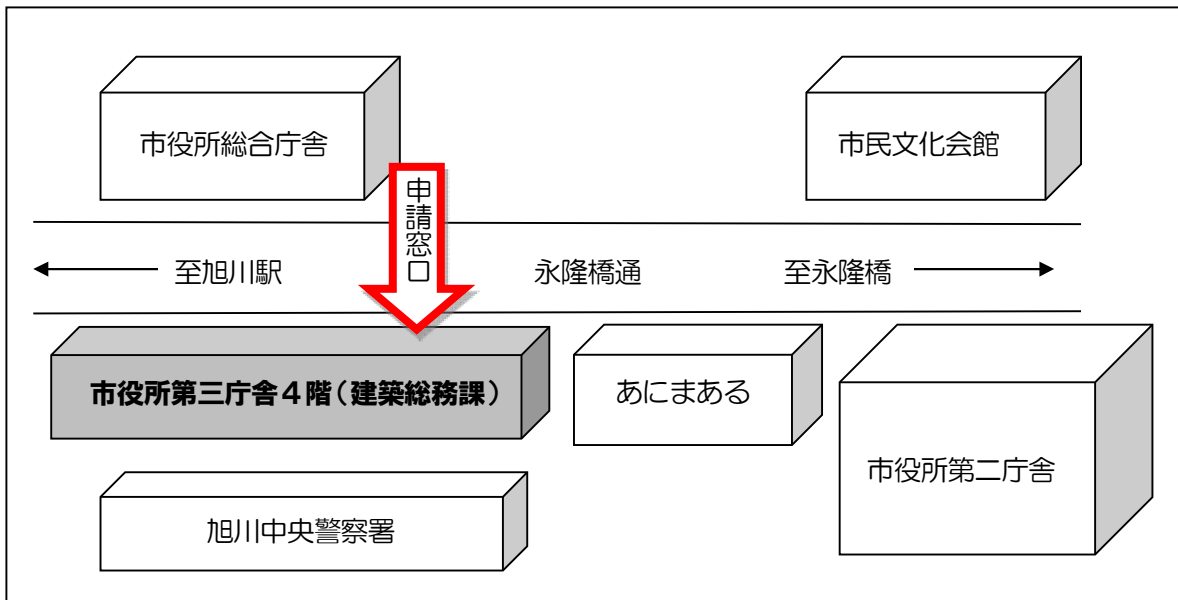
なお、アンケートについては、再度提出する必要はありません。

※申請書類は郵送又は持参にて御提出ください。

※郵送で提出する場合は、封筒に必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

《 申請窓口・お問合せ先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎25-9708



＜ 申請書 記載例 ＞

誤りのないようはつきり正確に記載してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名		フリガナ	アサヒカワ タロウ	年齢
〒 070 - 0036	住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名	旭川 太郎	印 61 歳
電話(携帯)番号 090 - 0000 - 0000	※署名又は記名押印			

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請書と併せて申請書を送付し、申請書に添付した写真等を行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)	
〒 000 - 0000	事業者名 株式会社 〇〇〇〇工務店
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 090 - 0000 - 0000

工事種別 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 融雪槽・融雪機の新設	<input type="checkbox"/> 2 ロードヒーティングの新規敷設
<input type="checkbox"/> 3 ルーフヒーターの新設	<input type="checkbox"/> 4 無落雪屋根への改修
<input type="checkbox"/> 5 落雪しづらい屋根材への張替	<input type="checkbox"/> 6 雪庇防止装置の新設
<input type="checkbox"/> 7 雪よけ屋根の新設	<input type="checkbox"/> 8 他 ()

補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費 (30万円以上) ※個人での申請は税込、法人での申請は税抜	885,000 円	円
	補助申請額 (一律10万円)	100,000 円	

※備考欄	受付番号
申請する工事の該当箇所全てに✓をつけてください。	
補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、見積書の総工事費か全体工事費を記入してください。	

裏面の記入もあります。

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

確認事項に✓をつけてください。

※申請者の現住所が、雪対策工事を行う住宅の所在地と異なる場合のみ記載してください。

工事予定期間	R3年 8月 22日 ~	R3年 8月 31日
確認事項	現在、工事を行う住宅にお住まいですか。 お住まいでない場合は次の①②も記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	① 新築中、又はこれから新築する住宅ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	② 工事を行う住宅の所在地を記載してください。 旭川市	
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(していない場合) 工事及び補助金の申請について所有者の承諾を得ましたか。	<input type="checkbox"/> はい
	工事を行う住宅は一戸建、共同建のどちらですか。	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建
	工事を行う住宅に事務所や店舗は併設されていますか	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
	(融雪槽・融雪機・ロードヒーティングの工事を行う場合) 現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機 (<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない) ロードヒーティング (<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない)	
	過去に「旭川市雪対策補助金」を利用したことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> しない
国、北海道又は旭川市の <u>他の</u> 助成制度等を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) (工事内容)		

※申請者が法人の場合にあっては、別途任意の様式で代表者並びに役員の名前、氏名及びその読み仮名の一覧を提出してください。

(注1) 申請者(法人にあっては代表者及び役員)が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号の暴力団又は同条同項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を求めることがあります。

「する」の場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前にご相談ください。

※融雪施設設置工事は新たに設置するのみが対象です。
既存の施設の改修や、同種の融雪施設がある場合は、この補助金のご利用いただけません。

②一例

〈 工事見積書 参考例 〉

御見積書

旭川 太郎 様

下記の通り御見積いたしました。

御見積金額 **¥1,100,000** (税込)

工事名 旭川太郎様邸 融雪槽工事

工事場所 旭川市6条通9丁目46番地

宛名(申請者名), 工事名, 工事場所に誤りのないよう記載してください。

作成日: ○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市○条通○丁目○番地

TEL 0166-○○-○○○○

有効期限は、抽選日以降まで有効なものとし、申請書に記載した工事期間と整合させてください。

見積有効期限: ○○年○○月○○日

工事項目	数量	単位	単価	金額	備考
1. 融雪槽工事					
融雪槽本体	1	基	○○○	*****	補助対象
揚水ポンプ	1	台	○○○	*****	補助対象
排水ポンプ	1	セット	○○○	*****	補助対象
土工事	1	式	○○○	*****	補助対象
埋め戻し	1.5	m ³	○○○	*****	補助対象
排水工事	3.5	m	○○○	*****	補助対象
電気工事	1	式	○○○	*****	補助対象
.....	1	ヶ所	○○○	*****	補助対象
.....	1	ヶ所	○○○	*****	補助対象
.....	1	ヶ所	○○○	*****	補助対象
.....	1	ヶ所	○○○	*****	補助対象
2. 外構工事					
路盤工事	20.0	m ²	○○○	*****	※補助対象外工事
ブロック塀工事	1	式	○○○	*****	
					◎補助申請部分
			小計	935,171	751,744
			諸経費	70,389	56,583
			合計	1,005,560	808,327
			値引き	-5,560	-3,781
			再計	1,000,000	804,546
			消費税	100,000	80,454
			総合計	1,100,000	885,000

【見積書の注意事項】

・見積の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。(数量が全て一式である、申請部分が不明確である等)

・補助金の申請上、原則「一式」計上は認められません。必ず、本体と工事費(取付費等)を分けて計上して下さい。

・補助対象になる諸経費や値引き等は、全体工事費との金額按分としてください。

※道路占用に関わる手数料、製品保証料等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。 ※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費を記入してください。

工事予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
確認事項	現在、工事を行う住宅にお住まいですか。	<input type="checkbox"/> はい
	お住まいでない場合は次の①②も記載してください。	<input type="checkbox"/> いいえ
	① 新築中、又はこれから新築する住宅ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 工事を行う住宅の所在地を記載してください。	
	旭川市	
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(していない場合) 工事及び補助金の申請について所有者の承諾を得ましたか。	<input type="checkbox"/> はい
	工事を行う住宅は一戸建、共同建のどちらですか。	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建
	工事を行う住宅に事務所や店舗は併設されていますか	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
	(融雪槽・融雪機・ロードヒーティングの工事を行う場合) 現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機 (<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない) ロードヒーティング (<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない)	
	過去に「旭川市雪対策補助金」を利用したことがありますか。	<input type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」又は「旭川市やさしさ住宅補助金」を利用しますか。	<input type="checkbox"/> しない
国、北海道又は旭川市の <u>他の</u> 助成制度等を利用しますか。	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	
(助成制度等の名称)		
(工事内容)		

※申請者が法人の場合にあつては、別途任意の様式で代表者並びに役員の住所、氏名及びその読み仮名の一覧を提出してください。

(注1) 申請者(法人にあつては代表者及び役員)が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号の暴力団又は同条同項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があつた場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を求めることがあります。

6 例年、敷地に面した道路（歩道）に積もった雪を処理していましたか？

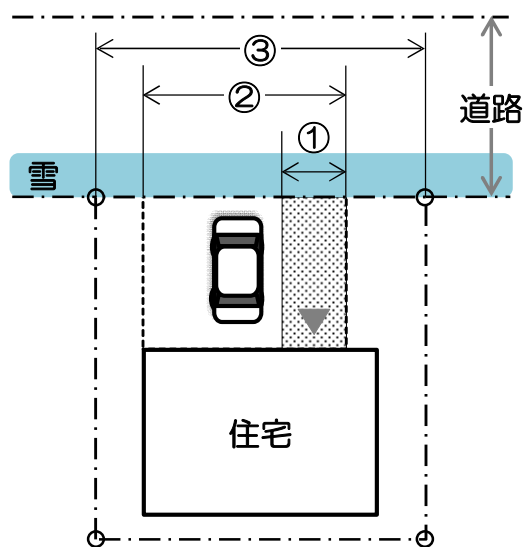
- ① していた ② していない



【①と回答された方のみ】

処理していた範囲を教えてください。（右図参照）

- ① 人が出入りできる幅
 ② 自家用車も出入りできる幅
 ③ 道路に面する全ての幅



7 宅地内の雪を道路に出している光景を見たことがありますか？

- ① ある ② ない

8 宅地内の雪を道路に出すことは、法令で禁じられていることを知っていますか？

- ① 知っている ② 知らなかった

以上でアンケートは終了です。 御協力ありがとうございました。